

○内閣府、財務省、
厚生労働省、農林水産省、
経済産業省 令第 号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百二十九号）第三条第一項及び第四条第一項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十二号）第一条第一項の規定に基づき、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に於ける民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行

う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び犯罪利用預金口座等に係る

資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が行う

書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る民間事業者等が

行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和三年

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

省、令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

改正後

(電磁的記録による保存)

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2 「略」

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

改正前

(電磁的記録による保存)

第四条 「同上」

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 「同上」

(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(平成二十年

内閣府、財務省、
厚生労働省、農林水産省、令第一号)の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等)</p> <p>第二十四条の二 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行令(平成二十年政令第九十二号)</p> <p>一 第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 一次に掲げる方法のうち、金融機関が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>(書面に記載すべき内容の電磁的方法による提供の承諾等)</p> <p>第二十四条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。